

「自己の出自を知る権利」に基づく生物学上の親の調査請求

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和 7 年 4 月 21 日
【事 件 番 号】 令和 3 年（ワ）第 28700 号
【事 件 名】 生物学上の親調査義務確認等請求事件
【裁 判 結 果】 一部認容、一部棄却（控訴がなく、本判決が確定）
【参 照 法 令】 憲法 13 条
【掲 載 誌】 判例集未掲載
◆ LEX/DB 文献番号 25622506

立命館大学准教授 坂田隆介

事実の概要

Xは、1958 年 4 月に東京都立墨田産院（以下「本件産院」という。）にて出生し、本件産院内において他の新生児と取り違えられ、生物学上の親とは異なる夫婦の子として戸籍上届け出がされ、その夫婦の下で育てられた。Xは、2004 年に実施した DNA 鑑定で戸籍上の両親との親子関係の存在が否定されたことで、本件産院における取り違えを確信した。東京高等裁判所は、2006 年 10 月に、この取り違えが分娩助産契約の債務不履行にあたるとして、本件産院（1988 年 3 月 31 日に閉院）を設置・管理していた東京都に対し、Xに 1000 万円及びXの戸籍上の両親に各 500 万円を支払うことを命じている¹⁾。

この判決後、Xは東京都に対してXの生物学上の親及びXの戸籍上の子を探すための協力を求めてきたが、東京都がこれに応じなかったため、Xは 2021 年 11 月に本件訴訟を提起した。〔1〕主位的には、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という。）及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の各規定に基づき（以下「主位的調査請求」という。）、予備的に分娩助産契約（予備的請求 1）、更に予備的に医療事故に準ずる重大な問題事案におけるてん末報告義務（予備的請求 2）、更に予備的に上記取り違えを先行行為として条理上認められる原状回復義務（予備的請求 3）に基づき、いずれも原告の生物学上の親を特定するための調査（以下「本件調査」という。）の実施等を求め、〔2〕主位的調査請求と選択的に、被告が自由権規約及び子どもの権利条約の各規定に基づく調査義務を負うこと

の確認を求める（以下「本件義務確認請求」という。）とともに、〔3〕東京都が調査義務を怠ったことを理由として、主位的には不法行為に基づき、予備的には分娩助産契約の債務不履行に基づき損害賠償の支払を求めた（なお紙幅の関係で、〔3〕については省略する（損害賠償請求は棄却された））。

判決の要旨**1 自己の出自を知る権利等に基づく本件調査請求（主位的調査請求）と本件義務確認請求の当否**

「子が生物学上の親との関係性を切断されないことは、…親子、親族等の法律関係に基づく権利利益を享受するための前提となるが、そのみならず、子が生物学上の親とのつながりやきずなを確認し、あるいは構築すること自体が、子の人格的生存にとって重要なことであり、更には、仮に生物学上の親の死亡や所在不明等により、子が生物学上の親とのコミュニケーションを取ることができないとしても、自身の重要な根元的・歴史的事実である出自に関する情報を知ること自体も、憲法 13 条が保障する個人の人格的生存に重要なこととして、法的利益として位置付けられていると考えられる。」

加えて、自由権規約 17 条 1 項 2 項、23 条 1 項、子どもの権利条約 7 条 1 項、8 条 1 項 2 項、9 条 1 項は、「その原因行為の故意・過失を問わず、子が不法にその生物学上の父母と分離されたり、生物学上の親子を始めとする家族関係に不法な干渉を受けたりしない権利の保護を要請しており、身元を明かしたくないという父母の利益にも配慮

しつつ、できる限り、子が自己の出自（生物学上の親）を知る権利及び子が父母の養育を受ける権利ないし法的利益（以下「自己の出自を知る権利等」という。）を保障していると解することが相当である。」したがって、「自由権規約及び子どもの権利条約（以下「本件各条約」という。）が保障する自己の出自を知る権利等は、我が国の国民にも直接保障されているものと解することが相当である。」

もっとも、「原告が本件各条約に基づいて自己の出自を知る権利等を保障されているからといって、原告の被告に対する本件調査請求が直ちに認められるわけではない。」

「本件各条約の各規定を検討しても、自己の出自を知る権利等を侵害された者による、本件調査請求のような具体的な行為の請求に関しては、その請求の主体、相手方及び要件についての具体的・確定的な定めがないだけでなく、抽象的な定めも見当たらない。そうすると、本件各条約の各規定は、自己の出自を知る権利等に対する侵害を受けた個人に対し、その排除を積極的に実現するための調査を要求できる具体的な権利を付与したものとは解されず、我が国の裁判所に対し、立法等の措置なく具体的事案に応じた効果的な措置の内容を決定することを許容していると解することも困難である。このことは、原告が併せて援用する憲法 13 条、21 条の各規定や、自由権規約 2 条に関する自由権規約人権委員会の一般的意見 31 の内容等を踏まえても、結論を異にするものではない。」

したがって、「本件各条約の各規定に基づき本件調査請求ないし本件義務確認請求に係る具体的な権利が原告に付与されていると解することはできないから、本件調査請求のうち、主位的調査請求は理由がなく、また、本件義務確認請求についても理由がない。」

2 本件分娩助産契約に基づく本件調査請求 （予備的請求 1）の当否

「原告は、出生した頃以降、本件分娩助産契約に基づき、生物学上の親に引き渡される請求権（本来の履行請求権）を取得した」。「本来の履行請求権は、取り違え事象が発生した場合であっても、直ちに履行不能となるものではなく、「取り違えを発生させた債務者において、生物学上の親を発見するための合理的な方法による調査を尽くす

べき義務として存続するものであり、そのような調査義務を観念することは、分娩助産契約の当事者間における合理的な意思にも合致するものと解される。」

「以上に加えて、本件は、地方公共団体である被告（東京都）が上記調査義務を負担している事案であるところ…被告は、憲法 99 条、98 条 2 項に照らし、契約法（法律）に優位する憲法及び国際条約の遵守義務を負っていると解されることに加えて、その地方公共団体としての権限に照らして実施が可能な範囲では、各条約において保障された権利実現のための義務を負い得ると解すべきこと…からすると、本件において、本件分娩助産契約に基づく権利義務の解釈をする際には、憲法 13 条及び 21 条の各規定に加えて、前述した本件各条約の各規定の趣旨及び関連する国内法の定め等を踏まえるべきこととなるし、条約上の権利を保障、実現するべき法的義務に鑑みると、本件分娩助産契約に基づく調査義務は、私法上の義務という面にとどまらない本件各条約上の公的義務という側面があると解することが相当である。」

「原告が求める本件調査は、基本的に、被告において、現時点で実施が合理的に可能な調査の方法及び範囲において、原告の生物学上の親について調査することを求める内容であるといえるから、別紙 1 の限度において（取り違えの相手方である可能性のある対象者を調査すること、その対象者のうち協力を得られた者に DNA 型鑑定を実施すること、X の戸籍上の母親との親子関係が確認できた者には、その旨を告げ、X の戸籍上の母親と X が連絡を取ることを強く希望していることを伝え、連絡を希望するか否かの意思確認を行うこと、各調査を完了した時点で X に調査の経過及び結果を遅滞なく報告すること。ただし連絡を希望した者が承諾しない限り調査対象者の個人情報进行を明らかにしてはならない。：筆者註）、被告が本件分娩助産契約に基づき負担する原告の生物学上の親を調査すべき義務を具体化したものであると解して、これを認めることが相当である（なお、他の予備的な請求については、いずれによっても別紙 1 の限度を超える調査義務が生ずるとは認められないから、判断をしない。）。」

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は新生児の取り違えという事案において、①自己の出自を知る権利が国民に保障されるか、②自己の出自を知る権利等に基づいて東京都に対して生物学上の親の調査をするよう請求できるか、③ ①と②が否定された場合、本件分娩助産契約の契約に基づいて東京都に対して生物学上の親を調査するよう請求できるか、が主な争点となった。本判決は、①を肯定し、②を否定し、③を肯定している。

二 自己の出自を知る権利等

1 自己の出自を知る権利等と憲法 13 条

本判決が出た直後、多くの報道機関は、憲法 13 条に基づいて自己の出自を知る権利が認められたと大きく伝えていた。しかし、本判決は争点を「国際人権条約に基づく本件調査請求の当否」と設定した上で、本件各条約が「自己の出自を知る権利等」を保障しており、これが日本の国民にも直接保障されていると解している。判決文では、憲法 13 条は「出自に関する情報を知ること自体」という「法的利益」の根拠規定とされるにとどまり、「自己の出自を知る権利等」の根拠規定とはされていない。

この点、X は、子の出自を知る権利の根拠付けとして憲法 13 条も主張していたが、主張の比重は圧倒的に本件各条約及びヨーロッパ人権裁判所の裁判例に置かれていた。その方が、憲法 13 条よりも出自を知る権利の意義や根拠について明確かつ具体的な主張を展開できるからであろう。本判決もそれに応答する形になっている。X の主張を含め、本判決における憲法 13 条論の存在感の薄さは、自己の出自を知る権利をめぐる憲法学の現在の議論状況を反映したものに他ならない²⁾。

日本における子の出自を知る権利の議論は、2003 年 4 月の厚生科学審議会生殖補助医療部会の報告書で一定の決着を見たといわれている³⁾。この報告書では、生殖補助医療により生まれた子どもが精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報を知るとはアイデンティティの確立などのために重要であると明言されていた。生殖補助医療により生まれた子どもに限らず、子の出自を知る権利が自己のアイデンティティの確立に不可欠であるということについて今日ほとんど異論がない⁴⁾。本判決も、「自身の重要な根元的・歴史的

事実である出自に関する情報を知ること自体」が「憲法 13 条が保障する個人の人格的生存に重要なこと」と述べており、幸福追求権についての人格的利益説を明らかに意識した最近の裁判所の憲法 13 条論の傾向に則した判示をしている⁵⁾。これを一步進めれば、「出自に関する情報を知ること自体」を「法的利益」ではなく、憲法上の権利と認めることは十分可能であろう。今後の自己の出自を知る権利等の法制化を見据えて、自己の出自を知る権利等を正面から憲法 13 条に位置付けて議論していくことが憲法学には求められよう⁶⁾。

2 自己の出自を知る権利等の裁判規範性

本判決は、自己の出自を知る権利等が本件各条約によって保障されるとしながらも、個人には、各条約の各規定に基づき本件調査請求や本件義務確認請求のような具体的な権利が付与されていると解することはできないとして、X の自己の出自を知る権利等に基づく請求（主位的請求及び本件義務確認請求）を退けた。これは、自己の出自を知る権利等に基づいて本件調査請求のような具体的な請求が認められるためには、その権利を具体化する立法が必要ということであり、本判決は、自己の出自を知る権利等を憲法解釈学という抽象的権利と捉えている。

たしかに、生殖補助医療で生まれた子についても、自己の出自を知る権利を行使するためには、ドナー情報の保存・管理に加えて、どんな内容の情報を誰がいかなる手続で開示請求できるのか等を法律で定めておく必要があり、憲法上の権利として「出自を知る権利」が存在するとしても、法律の定めがない以上、憲法を根拠に裁判所に直接開示請求することは困難であるということはすでに指摘されている⁷⁾。もっとも、本件のように公権力の具体的な妨害行為が存在する場合にも、法令の根拠なしに裁判上その救済を求めることが一切許されないかについては、なお議論の余地があるように思われる。

いずれにせよ、自己の出自を知る権利等が憲法上保障された権利であるとすれば、議会はこれを具体化する立法義務を負うため、何ら法制化がされていない現状は立法の不作為状態と評価されることになる⁸⁾。もちろん、自己の出自を知る権利を法制度としてどのように具体化するかについては、立法裁量に委ねられるところが大きい。海外の制度研究の蓄積を踏まえながら、利害関係者の

様々な諸利益を適切に考慮した上で、新生児の取り違い、特別養子縁組⁹⁾、生殖補助医療、内密出産などの事案の類型に応じて、自己の出自を知る権利等をいかに具体化すべきかについての立ち入った考察も、今後の憲法学にも求められているといえよう。

三 行政主体による私法上の契約に対する 立憲的統制

本判決は、自己の出自を知る権利等ではなく、本件分娩助産契約に基づいてXの生物学上の親を調査することを東京都に命じている。ただし、本件は地方公共団体である東京都が被告であるため、「本件分娩助産契約に基づく調査義務は、私法上の義務という面にとどまらない本件各条約上の公的義務という側面があると解することが相当である」とした。これは、公法と私法とを峻別することなく、契約当事者が公権力の主体である場合には、公権力が負う契約上の義務履行に対しても立憲的な統制が及ぶということを意味する。本判決が、自己の出自を知る権利等が保障されるとした意義がここにある。すなわち、本判決は、自己の出自を知る権利等に直接基づくXの請求を形式的には退けながらも、東京都が負う私法上の義務を拡張解釈することによって、その請求を実質的に認めたものといえる。

この発想を貫けば、まったく事案は異なるが、百里基地事件判決のような判断手法は再考が求められることになるであろう¹⁰⁾。百里基地事件判決は、自衛隊の基地拡張のために国が私人と締結した土地売買契約は憲法9条に違反して無効であるという訴えに対し、私法上の契約は違憲審査の対象とならないと判断し、憲法の人権規定の私人間効力に関する間接効力説類似の論法をとった。

この百里基地事件判決の判断手法に対しては、国家はどのような方法で行動する場合も憲法に従わなければならないのであって、私法形式の行為をする場合であっても憲法の拘束を受けるとの批判が向けられている¹¹⁾。本判決は、私法上の契約を無効とする方向ではなく、私法上の契約に憲法価値を充填する方向であるが、公権力が当事者となった私法形式の行為に憲法の統制を及ぼすという点では問題状況は同じである。本判決は、自己の出自を知る権利等の問題を通じて、公権力の私法形式による行為に対する立憲的統制の問題に

可能性を開くものといえ、公権力と契約関係に入った私人の憲法上の権利の救済のあり方について重要な示唆を与えるものでもある。

なお、本件とは異なり、取り違いをした出産医療機関の運営主体が個人又は医療法人等の私人の場合、分娩助産契約に基づく調査義務は、私人として実施が合理的に可能な調査の方法及び範囲に限定される。そのため、本判決の論理に従えば、私人としての医療機関に対しては、東京都に命じられた調査義務までは認められないであろう。

●——注

- 1) 東京高判平 18・10・12 判タ 1252 号 264 頁。
- 2) 自己の出自を知る権利について、例えば、小泉良幸『『子どもの出自を知る権利』について』学術の動向 (2010 年) 53 頁以下、松尾直紀『『自己の出自を知る権利』と憲法上の『個人』：ドイツ連邦憲法裁判所判例を手掛かりに』比較法研究 84 号 (2023 年) 178 頁以下、同「憲法上の権利としての『自己の出自を知る権利』の意味』法政大学大学院紀要 88 号 (2022 年) 34 頁以下など。
- 3) 二宮周平「子どもの知る権利について (特集 生殖補助医療と法)」学術の動向 (2010 年) 40 頁以下。
- 4) 二宮周平「出自を知る権利とドナーの尊厳」『生殖補助医療のこれから—社会の合意に至るために考えること—』(日本学術協力財団、2025 年) 96~115 頁。
- 5) 性同一性障害特例法 3 条 1 項 4 号違憲判決(最大決令 5・10・25 民集 77 巻 7 号 1792 頁)、旧優生保護法違憲判決(最大判令 6・7・3 民集 78 巻 3 号 382 頁)、同性婚違憲訴訟福岡高裁判決 (福岡高判令 6・12・13 裁判所ウェブサイト) など。
- 6) 生殖補助医療で生まれた子の出自を知る権利について、憲法上の権利と認めていくための論点を提示するものとして、所彩子『『AID 児の自己の出自を知る権利』について——憲法上の権利と構成する必要性』法政法学 25 号 (2000 年) 65 頁以下。
- 7) 小泉・前掲注 2) 54 頁。
- 8) 2021 年 12 月施行の「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」は、附則 3 条で、生殖補助医療により生まれた子に関する情報の保存及び管理、開示等に関する制度の在り方について「おおむね 2 年を目途」に検討し、その結果に基づいて法制上の措置を講ずると規定している。
- 9) 梅澤彩「出自を知る権利に関する一考察」二宮周平＝野沢紀雅編『現代家族法講座 第 3 巻 親子』(日本評論社、2021 年) 153~159 頁。
- 10) 最判平元・6・20 民集 43 巻 6 号 385 頁。
- 11) 市川正人『憲法基本講義 [第 2 版]』(新世社、2022 年) 346 頁。